

調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針

1 目的

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、市が管理する施設について、市民等施設利用者（以下「市民等」という。）が当該施設において受動喫煙による害を受けることを防止するため、市が施設管理者として講ずる受動喫煙防止対策について、統一的な考え方及び必要な事項を定め、もって市民等の健康の増進を図ることを目的とする。

2 定義

この基本方針に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) たばこ

たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用に供されるものをいう。

(2) 喫煙

たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。

(3) 受動喫煙

他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙（肉眼で見える煙に限らず、残留するたばこの臭気その他の排出物を含む。）にさらされることをいう。

3 基本的な考え方

法第25条に規定する受動喫煙の防止を遵守し、「受動喫煙防止対策について」（平成22年健発0225第2号厚生労働省健康局長通知。以下「通知」という。）に基づき、次のとおりとする。

(1) 対象とする施設等

通知に掲げられた法第25条の対象となる施設（学校、体育館、劇場、

集会場，博物館，社会福祉施設，屋外競技場，官公庁施設等）のうち，市が管理する施設の建物及び敷地とする。また，法第25条の対象となっていない施設（市営住宅，道路，公園等）については別途定める。

(2) 受動喫煙防止対策

原則として全面禁煙とする。ただし，全面禁煙が極めて困難な場合等については，当面，施設の態様や利用状況を考慮し，喫煙可能区域の指定等による適切な分煙措置を講ずるものとする。

4 受動喫煙防止対策の推進

(1) 施設管理者は，この方針に基づき必要な受動喫煙防止対策を実施する。

ただし，分煙措置を講ずる場合は，喫煙可能区域から禁煙区域にたばこの煙が流れ出ないように，十分に配慮する。

(2) 施設管理者は，市民等に対し，受動喫煙の防止への取組として，全面禁煙とする施設においては禁煙の旨を，分煙措置を講ずる施設においては禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示するとともに，市民等に対し，理解と協力を求める。

また，受動喫煙による影響が大きいとされる未成年や妊婦が喫煙場所に立ち入ることのないよう，明確に表示して注意喚起する。

5 実施時期

この基本方針は，平成30年5月1日から適用する。

4の(1) 関係

受動喫煙防止対策実施状況（平成25年5月末現在）

(1) 全面禁煙としている施設

子ども・教育関連
保育園，児童館，学童クラブ，小中学校，公民館，図書館等
社会福祉・コミュニティ関連
総合福祉センター，地域福祉センター，ふれあいの家等

(2) 分煙としている施設（当面，施設の態様や利用状況を考慮し，適切な分煙措置を講ずることとしている施設）

市庁舎関連
市庁舎等
劇場関連
文化会館たづくり，グリーンホール，せんがわ劇場等
社会福祉施設関連
老人憩の家等
体育館・スポーツ関連
総合体育館，西調布体育館，市民プール，テニスコート等

健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）

第2節 受動喫煙の防止

第25条 学校，体育館，病院，劇場，観覧場，集会場，展示場，百貨店，事務所，官公庁施設，飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は，これらを利用する者について，受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において，他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。